

## 第 23 回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和6年10月10日  
場 所 行政棟 庁議室

### 委員の出欠状況

1 番	多湖 文貴	出	2 番	伊藤 幸子	出	3 番	中村 進也	出
4 番	遠藤 良幸	出	5 番	藤田 一房	出	6 番	松葉 里美	出
8 番	伊藤 和雄	出	9 番	小林 政俊	出	10 番	岡田 康平	欠
11 番	中村 正治	出	12 番	近藤 秀樹	出	13 番	片岡 節男	出
14 番	樋口 久義	欠	15 番	伊藤 治義	欠			

開 会 時 刻 午前 9 時 00 分  
閉 会 時 刻 午前 9 時 45 分

- |                               |   |
|-------------------------------|---|
| <p>1 開会の辞<br/>事務局長(小高秀之)</p>  | <p>それでは、第 23 回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>   |
| <p>2 会長挨拶<br/>会長(伊藤和雄)</p>    | <p>お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第 23 回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>  |
| <p>3 開会の宣言<br/>議長(伊藤和雄)</p>   | <p>いなべ市農業委員会総会規則第 5 条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>只今の出席委員は 11 名でございます。定足数に達しておりますので、第 23 回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>  |
| <p>4 議事日程<br/>(日程第 1) 議長</p>  | <p>それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第 1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、6 番議席松葉里美委員と、9 番議席小林政俊委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>(日程第 2) 議長<br/>(日程第 3)</p> | <p>それでは、報告第 42 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」、報告第 43 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を一括して議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>   |

事務局	<p>日程第2 報告第42号</p> <p>農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和6年10月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。</p> <p>今回の案件は、2件、4筆、面積9,987㎡であることを報告します。</p> <p>続きまして、日程第3 報告第43号</p> <p>農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったので報告する。令和6年10月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。</p> <p>届出書の受理については「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。</p> <p>今回の届出は1件、7筆、1,598㎡です。</p> <p>&lt;2番案件&gt;の申請地は、員弁町北金井地内の畑です。目的は、集合住宅です。</p>
議長	<p>報告第42号については、合意解約による通知を受けたものです。報告第43号については、員弁町の市街化区域の5条の転用届出です。</p> <p>質問がなければ次に進みます。</p>
(日程第4)	議長 議案第130号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と

	<p>いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第4 議案第130号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)附則(令和4年5月27日法律第56号)第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求めます。令和6年10月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>市が農用地利用集積計画を定めるときには、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることになっております。</p> <p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可が必要ですが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。</p> <p>今回の案件は、相対分が27件、38筆、総面積41,752.48㎡、中間管理機構分が、165件、246筆、総面積373,580.21㎡であることを報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>本議案は農地集積を目的とし、期間を決めた利用権の設定です。いなべ市では年2回の設定を行っています。また、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定も含まれております。内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特に無いようですので、議案第130号「農用地利用集積計画の決定について」につきまして採決いたします。</p> <p>本議案につきましては、4名の委員の案件が含まれています。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項により当事者は議事に参与できませんので、該当委員を除いて採決を行います。本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

<p>(日程第5)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>全委員挙手です。 よって本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>続きまして、議案第131号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第5 議案第131号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和6年10月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の3条所有権移転の申請は、5件、7筆、面積3,059㎡です。</p> <p>&lt;36番案件&gt;の申請地は、北勢町阿下喜及び瀬木地内の畑です。 譲受人である北勢町阿下喜の [ ] が、大安町鍋坂の [ ] が所有する議案書に記載の2筆、1,342㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;37番案件&gt;の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。 譲受人である大安町石樽南の [ ] が三重郡川越町の [ ] が所有する議案書に記載の1筆997㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;38番案件&gt;の申請地は、大安町石樽東地内の畑です。 譲受人である大安町石樽北山の [ ] が、大安町南金井の [ ] が所有する議案書に記載の1筆35㎡を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;39番案件&gt;の申請地は、大安町丹生川久下地内の田です。 譲受人である員弁町宇野の [ ] が、大安町石樽北の [ ] が所有する議案書に記載の2筆547㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;40番案件&gt;の申請地は、藤原町篠立地内の畑です。 譲受人である藤原町篠立の [ ] が、藤原町篠立の [ ] が所有する議案書に記載の1筆138㎡を贈与により譲り受ける申請です。</p>
------------------------------------	---

	<p>以上 5 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、採決に入ります。 議案第 131 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。</p>
<p>(日程第 6) (日程第 7)</p>	<p>議長 続きます、議案第 132 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第 133 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 日程第 6 議案第 132 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分） 次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 6 年 10 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、9 件、21 筆で 5,585 m<sup>2</sup>です。 &lt;36 番案件&gt;の申請地は、藤原町東禅寺地内の畑です。農地区分は、3 種農地です。 転用計画としては、福岡県福岡市の [ ] が名古屋市 [ ] が所有する議案書に記載の 3 筆、918 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。 取水はなく、雨水排水は自然浸透にて処理します。 &lt;37 番案件&gt;の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。</p>

転用計画としては、北勢町麻生田の [ ] が北勢町麻生田の [ ] が所有する議案書に記載の 1 筆、342 m<sup>2</sup> を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は若干の盛土及び整地を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、集水後、既設の道路側溝へ放流します。

<38 番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の田です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、大安町石樽南の [ ] が大安町石樽南の [ ] が所有する議案書に記載の 1 筆、91 m<sup>2</sup> を取得し、駐車場用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、周囲をブロックフェンスで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は無く、雨水排水は、自然浸透で処理します。

<39 番案件>の申請地は北勢町京ヶ野新田地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、名古屋市の [ ] が北勢町瀬木の [ ] が所有する議案書に記載の 1 筆、563 m<sup>2</sup> を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水は無く、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<40 番案件>の申請地は、北勢町京ヶ野新田地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、名古屋市の [ ] が北勢町瀬木の [ ] が所有する議案書に記載の 1 筆、552 m<sup>2</sup> を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水は無く、雨水排水は自然浸透にて処理します。

<41 番案件>の申請地は、北勢町京ヶ野新田地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、名古屋市の [ ] が北勢町瀬木の [ ] が所有する議案書に記載の 1 筆、486 m<sup>2</sup> を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水は無く、雨水排水は自然浸透にて処理します。

<42 番案件>の申請地は、北勢町京ヶ野新田地内の畑です。農

地区分は、2種農地です。

転用計画としては、名古屋市の[ ]が北勢町瀬木の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、480㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水は無く、雨水排水は自然浸透にて処理します。

<43番案件>の申請地は、大安町片樋地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、名古屋市の[ ]が北勢町麻生田の[ ]が所有する議案書に記載の7筆、919㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水は無く、雨水排水は自然浸透にて処理します。

<44番案件>の申請地は、員弁町笠田新田地内の田畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、名古屋市の[ ]が員弁町宇野の[ ]が所有する議案書に記載の5筆、1,234㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

現況が全体的にコンクリート舗装及び碎石砂利がしてあるため、始末書が提出されています。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水は無く、雨水排水は自然浸透にて処理します。

続きまして、日程第7 議案第133号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。 令和6年10月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、2件、2筆で、778㎡です。

<14番案件>の申請地は、大安町南金井地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、四日市市の[ ]、[ ]が大安町南金井の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、323㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土

	<p>砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、集水後、既設の北側道路側溝へ放流します。</p> <p>&lt;15番案件&gt;の申請地は、大安町南金井地内の畑です。農地区分は、3種農地です。</p> <p>転用計画としては、員弁町北金井の■■■■が大安町梅戸の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、455㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は整地を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、集水後、既設の南側道路側溝へ放流します。</p> <p>以上5条所有権移転9件、使用貸借権設定の2件の計11件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>これらの案件につきましても、10月3日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第132号「農地法第5条の規定による農地の所有権移転許可申請について」9件、議案第133号「同法の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」2件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これらの議案について、何か質問はありますか。</p>
中村正治委員	<p>太陽光発電への転用の際に、たまに防草シートを敷いて雨水は自然浸透と言われますが、それは矛盾していないのですか。</p>
事務局	<p>一応、防草シートでも雨水の自然浸透は可能です。他の所でも敷いている所は、実際自然浸透をしています。</p>
議長	<p>他に無いようですので、議案第132号「農地法第5条の規定に</p>



<p>(日程第 8)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>よる農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第 133 号「同法の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続きまして、議案第 134 号「非農地証明願承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第 8 議案第 134 号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和 6 年 10 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は 8 件、12 筆、2,770.91 ㎡です。</p> <p>&lt;19 番案件&gt;の申請地は、北勢町其原地内の台帳地目、畑です。願出者は名古屋市の■■■■で、平成 16 年以前から宅地、山林に転用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;20 番案件&gt;の申請地は、大安町門前地内の台帳地目、田です。願出者は大安町門前の■■■■で、平成 5 年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;21 番案件&gt;の申請地は、大安町丹生川上地内の台帳地目、田畑です。願出者は大安町丹生川上の■■■■で、平成 5 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;22 番案件&gt;の申請地は、大安町宇賀新田地内の台帳地目、畑</p>
-------------------------------------	---

<p>5 その他</p>	<p>議長</p> <p>です。</p> <p>願出者は大安町宇賀新田の[ ]で、昭和31年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;23番案件&gt;の申請地は、藤原町篠立地内の台帳地目、畑です。願出者は藤原町篠立の[ ]で、平成11年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;24番案件&gt;の申請地は、藤原町篠立地内の台帳地目、畑です。願出者は北勢町阿下喜の[ ]で、昭和51年頃から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;25番案件&gt;の申請地は、藤原町篠立地内の台帳地目、畑です。願出者は藤原町篠立の[ ]で、昭和51年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;26番案件&gt;の申請地は、藤原町篠立地内の台帳地目、畑です。願出者は愛知県尾張旭市の[ ]で、昭和51年頃から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上8件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後20年以上経過した土地についての証明です。事務局において20年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>他に特に無いようですので、議案第134号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>議長</p> <p>議事については、以上です。その他に入ります。</p> <p>委員さんから何かありますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
--------------	--

<p>事務局</p> <p>6 閉会の宣言 議長</p> <p>【午前9時45分閉会】</p>	<p>事務局から2点ございます。</p> <p>1点目は、今回配布いたしました令和6年度農業委員、推進委員の研修がございまして、10月31日に桑名市長島町にて行われます。出欠報告をお願いします。</p> <p>2点目は、中部電力から9月末に事業計画書の提出がありました。電気事業者の行う電気工作物の設置については、転用許可は不要ですが、皆様に情報共有ということでお伝えさせていただきます。場所は藤原町川合及び市場地内です。高圧鉄塔を新設したいとの計画で、工事期間は1年となります。</p> <p>次回は、11月1日午前9時から現地調査、14番議席樋口久義委員と15番議席伊藤治義委員は出席をお願いします。</p> <p>次回委員会は、11月8日です。場所は、行政棟2階庁議室となります。よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、これをもちまして第23回いなべ市農業委員会を終了します。</p> <p>ありがとうございました。</p>
---	--

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会  
議長 伊藤 和雄

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_